

■地域公共交通網形成計画

1. 地域公共交通網形成計画が創設された背景

地域公共交通の問題

- ・モータリゼーションの進展、市街地の拡散、人口減少等により、利用者が減少
- ・民間事業者の独立採算が基本であったため、利用者数の減少は、交通事業者の経営悪化、公共交通サービスの低下を招き、更なる利用者離れが進行

国の法律：交通政策基本法（平成25年12月）

- ⇒ 交通政策の基本理念や関係者の責務等を示した法律
- ・日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保等
 - ・まちづくりの観点からの交通施策の促進
 - ・関係者相互間の連携と協働の促進

市町村の取組：「コンパクト+ネットワーク」の形成

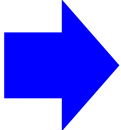
■地域公共交通網形成計画（平成26年11月）

※地域公共交通活性化再生法の改定により創設
⇒交通政策基本法の基本理念に則り、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築する計画

連携

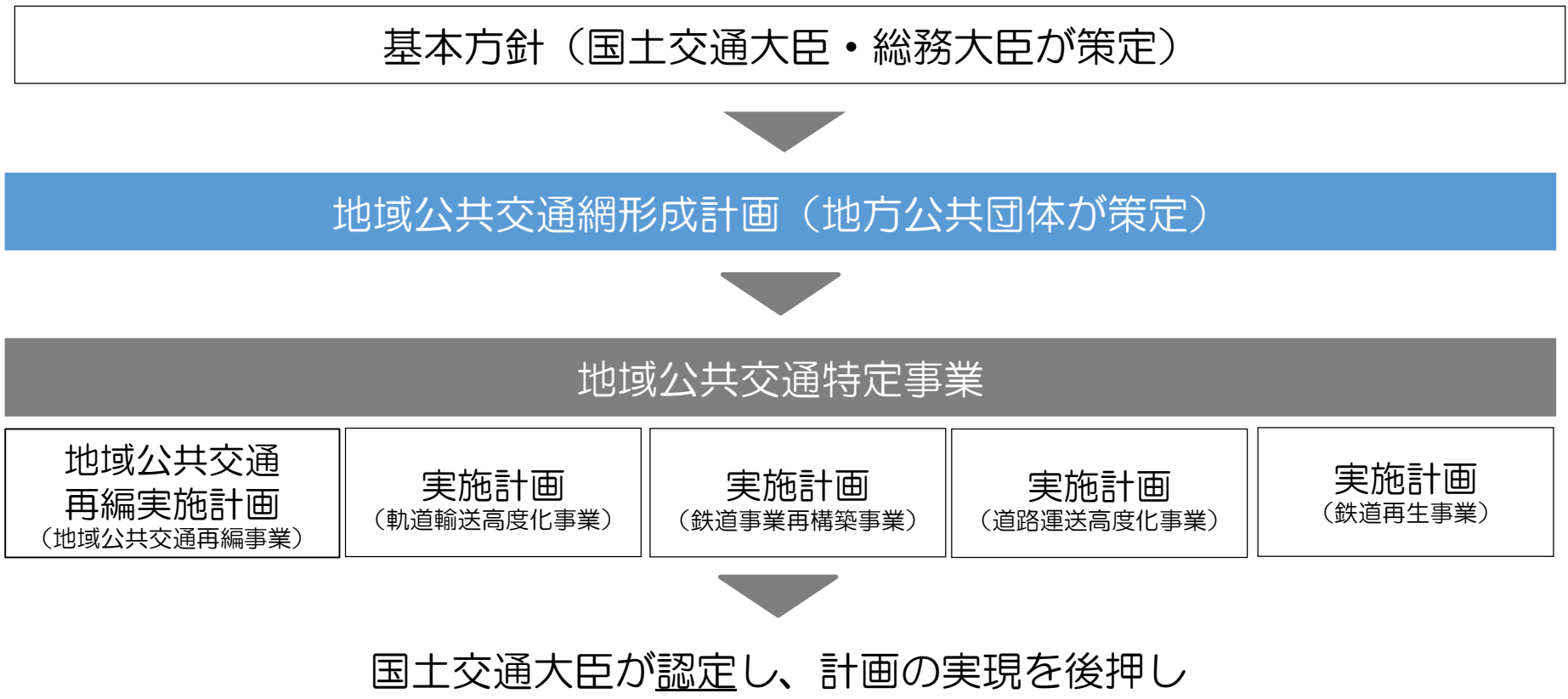
■立地適正化計画（平成26年8月）

※都市再生特別措置法の改定により創設
⇒都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成

 地域公共交通の問題に対応するため、交通政策基本法の基本理念等を踏まえて、地方公共団体が策定する計画として創設

■地域公共交通網形成計画

2. 地域公共交通活性化再生法の基本スキーム



※地域公共交通網形成計画策定件数 335件(H30.1末時点)

計画策定の利点

地域公共交通網形成計画に基づいて地域公共交通特定事業（地域公共交通再編事業等）を実施する際は、関係法令の特例措置や、国による財政支援等が受けられるほか、地方債の配慮などがある。

例）国土交通大臣からの勧告・命令、計画を阻害する行為の防止 等

■地域公共交通網形成計画

3. 地域公共交通再編事業の活用イメージ



▲地域公共交通再編事業の活用イメージ

出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き第3版(国土交通省、H28.3)

■地域公共交通網形成計画

4. 地域公共交通網形成計画の記載事項

① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する

地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針

② 計画の区域

③ 計画の目標

④ ③の目標を達成するために行う事業・実施主体

⑤ 計画の達成状況の評価に関する事項

⑥ 計画期間

⑦ その他計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

■地域公共交通網形成計画

5. これからの進め方

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
① 方針				
② 区域				
③ 目標				
④ 事業・主体				
⑤ 評価				
⑥ 期間				
⑦ その他				
協議会	○		○	○

地域公共交通網形成計画（素案）作成